

委員 長 報 告 書

さる 3 月 7 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 31 号 橋本市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定
公園施設の設置基準に関する条例について

議案第 42 号 橋本市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につ
いて

議案第 43 号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第 48 号 市道路線の認定について

議案第 50 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、3 月 13 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要
を報告いたします。

記

議案第 31 号は、地域主権改革一括法の施行に伴う「高齢者、障害者等の
移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正により、本市が設置する
都市公園にかかる高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な特定
公園施設の設置に関する基準を定めるものである。

委員から、本基準が適用となる公園について ただしがあり、現在、都
市公園は一部供用を含め 54 公園を供用開始しているが、これら既存の公園
は基準適合の努力義務となっており、一部バリアフリー化工事を予定して
いる。今後設置する公園施設については、本基準への適合が義務付けられ
る との答弁がありました。

議案第 42 号は、西畑、九重の 2 簡易水道において、開栓・閉栓時の料金
算定方法が異なっているため、上水道と同じ算定方法を用いている西畑簡
易水道の算定方法に統一するものである。また、簡易水道事業が有する債
権については、私債権で民法の適用となるため、債権放棄手続き等に関す

る規定を新たに設けるものである。

委員から、質疑・意見等はありませんでした。

議案第 43 号は、施設分担金について、対象となる施設・金額等は、現在、水道施設分担金規程で定めているが、疑義が生じないよう条例に規定替えるものである。また、水道事業が有する債権について、簡易水道事業と同様に民法の適用となるため、債権放棄手続き等に関する規定を新たに設ける。なお、旧市・旧町の水道料金統一に併せ改正が必要であった上水道の開栓・閉栓時の料金算定に係る規定について、未整備のまま残っていたため併せて改正するものである。

委員から、小規模開発における施設分担金の賦課対象について ただしがあり、配水管が完備されており開発に対する給水が増えても施設改良を伴わない場合は賦課対象としていない。開発の規模が大きく周辺の水量、水圧に変化を及ぼす場合は、開発業者の負担により施設整備を行うか、もしくは施設分担金を徴収し市が改良施工することになる との答弁がありました。

施設分担金を賦課する際の対象面積について ただしがあり、小規模な宅地造成・分譲の場合は、道路や公園などの公共施設面積を除いた宅地面積を対象とする。また、延べ床面積が 2,000 m²を超える大規模建築物で、利用する水道メーターの容量の累計が 25mm 以上の場合などは、建物の延べ床面積が対象となる との答弁がありました。

議案第 48 号は、民間事業者が建設し、本市が帰属を受ける伏原 73 号線及び向島 35 号線を新たに市道として認定するものであり、委員会は先に現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、質疑・意見等はありませんでした。

議案第 50 号は、農業ふれあい公園やっちゃん広場について、現在の指定管理者である紀北川上農業協同組合による施設の運営実績等を考慮し、引き続き同組合を指定管理者として特定指定するものである。なお、本敷地

について、和歌山県から無償譲与を受けた際、25 年末まで公園として利用する旨用途指定を受けたため、公の施設として公園を設置し指定管理者制度を活用してきたが、用途指定の期間満了後は普通財産としての運用を予定しているため、今回の指定管理期間は、25 年 4 月 1 日から 1 年間とするものである。

委員から、今後予定している普通財産の貸し付けに係る使用料についてただしがあり、今回の指定管理期間中に具体的な協議を進めることになるが、現時点では行政財産使用料条例等の規定に基づく算定額が協議の出発点となる との答弁がありました。

普通財産として貸し付ける際は、民俗資料等展示棟、西側駐車場も含めた対応となるのか とのただしがあり、現時点ではすべての施設を一体として協議を進めることとしている との答弁がありました。